

# パートタイム労働者への安全衛生対策は十分ですか？

近年、労働市場において、パートタイム労働者は増加傾向にあり、雇用者総数の約4分の1を占めるに至っています。企業の中にはパートタイム労働者を主力とする企業も少なくありません。

その中において、一般的に、パートタイム労働者は、正社員に比べ教育訓練が不十分であったり、労働者本人の安全衛生に対する意識の低さを要因とした労働災害が発生しています。

安全衛生活動を怠り労働災害が発生すると、損害賠償や刑事罰など大きな代償を支払うことになります。(最終面) 事業者の皆様におかれては、**パートタイム労働者にも、労働安全衛生関係法令が適用となる**ことに留意し、遂行する業務内容に応じた安全衛生教育などを行うことによりパートタイム労働者の安全と健康を確保しましょう。

パートタイム労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者をいいます。



## 1 安全衛生教育の実施

### 関係法令

#### 雇入れ時等の教育

- ・機械、原材料等の**危険性や有害性**、取扱いに関する知識
- ・安全装置や保護具等の取扱い方法
- ・作業手順
- ・**事故時**における応急措置等 について教育しなければなりません。

→これらは**作業内容を変更**したときもする必要があります。

このほか、**一定の危険有害業務**に就かせる場合は**特別の教育**が必要です。

心当たりはありますか？

- ケース1 機械がトラブルを起こしたが、運転を止めずに安全カバーを外してトラブル対処をしようとする者がいる。
- ケース2 ルールで定められた手袋をつけずに、素手で製品を取り扱い、被災した者がいる。
- ケース3 商品倉庫内で脚立を正しく使わず、転倒した者がいる。
- ケース4 安全通路の表示がなされていることを知らず、危険箇所を歩き、フォークリフトとぶつかった。
- ケース5 時間給で働いているので、安全衛生教育を時間外に行いにくい。

### 取組内容

受講者のレベルやペースに合わせて理解を確認しつつ教育しましょう。

「わかるだろう」との憶測は安全の大敵。脚立の開き止めや乗る場所など具体的に教えましょう。

「する理由/してはいけない理由」と「理由」まで教えることにより理解が進み、適切な行動が期待できます。

安全衛生教育に係る時間は原則、勤務時間内に行うなどして、確実に実施しましょう。



## 2 安全衛生意識の向上



どんな活動を行うにも、活動を行う人の意識による部分が大きいものです。次の取組内容を参考にして、「安全衛生は必要なことだ、重要なことだ」とパートタイム労働者に認識してもらい、安全衛生意識の向上により、**不安全行動**に起因する労働災害をなくしましょう。

### 取組内容

「経営トップのやる気」は一度や二度の話ではあまり効果があがらなくても、トップが安全第一への思いを繰り返し、直接に、労働者に伝えることで徐々に浸透していきます。

朝礼の時間などを利用して、写真やイラストなどわかりやすい資料を使い、実際にあった災害の事例を紹介し、災害を「自分のこと」として感じ、防災意識を高めるようにしましょう。

自分自身のヒヤリハット事例を紹介させ、身近にある危険を理解させましょう。

簡単なことでもいいから、安全衛生に関する個人目標を一人ひとりに持ってもらうことで、安全衛生を認識し、意識の向上につながります。

作業場の安全巡視にパートタイム労働者を順番に参加させるなど、会社が行う安全衛生活動に関わらせる、定期的、継続的な意識づけを行いましょう。

## 3 安全衛生体制と仕組みづくり

### 関係法令

#### 管理者の選任

安全(衛生)管理者(事業場規模50人以上)や安全衛生推進者(同10人以上)等、事業場の規模や業種によって選任とその職務の遂行が労働安全衛生法令により義務づけられています。

#### 安全衛生に関する事項を審議する会議の設置

関係労働者の意見を聴くための機会(同50人未満)、安全衛生委員会(同50人以上)の設置等が、労働安全衛生法令により義務づけられています。

### 例えば

●●●(Aさんの声)製造ラインで作業段取りの改善提案をしたいと思っているが、仕事に追われて言うタイミングがない。

(Bさんの声)休憩室でタバコを吸えるようになっているため、分煙室の設置などを会社に提案をしたいと思っているが、会社になかなか言いづらい。

→パートタイム労働者が自由に発言できる機会や場所はありますか？

### 取組内容

パートタイム労働者も委員会等に参加させたり、事前に委員会等の労働者側代表がパートタイム労働者の意見を聴くようにしましょう。

パートタイム労働者も意見を投書できる目安箱や掲示板などを設置しましょう。

パートタイム労働者の作業内容も考慮した安全衛生のルール(規程)を作りましょう。

## 4 経営トップのやる気

機械設備を安全化するにも、勤務中に安全教育を実施するにも、経営コストがかかります。業務の効率を最優先する企業風土であれば、従業員が安全を優先するような言動は生まれにくくなります。災害が発生してしまうと、損害賠償や事後対応等かえって非効率となってしまいます。今まで災害が起こっていなくても、起こってからでは遅いのです。

### 取組内容

トップ自らが安全衛生方針を定め、パートタイム労働者を含めたすべての従業員に朝礼や社内掲示板などで周知しましょう。

事業者や工場長が現場に出向き、安全衛生を指導するなど、トップが率先して行動しましょう。



## 5 職場のコミュニケーション

仕事をうまく段取りするためにも、コミュニケーションは極めて重要です。これがうまく伝わらないと、仕事がスムーズに回らないばかりか、潜んでいる危険性や有害性に気づかないまま、被災してしまう事態にもなりかねません。「機械の清掃のため安全装置を解除をしたまま、ちょっとトイレへ…」なんてことはないでしょうか。

### 取組内容

課長やリーダーが、良い点をほめたり、危険な点を指摘するなど、小さなことでも話しかけるきっかけを見つけ、「声を掛けよう！」

コミュニケーションを取ることが苦手な人にも、回答しやすいように具体的に質問するなど、声掛けにも工夫しましょう。

管理職や正社員がパートタイム労働者と良好なコミュニケーションを取ることで、必要な情報の収集、情報の提供がスムーズにできるようにしましょう。

## 6 健康診断の実施

パートタイム労働者であっても、一定の要件を満たせば、正社員と同様に健康診断を実施しなければなりません。



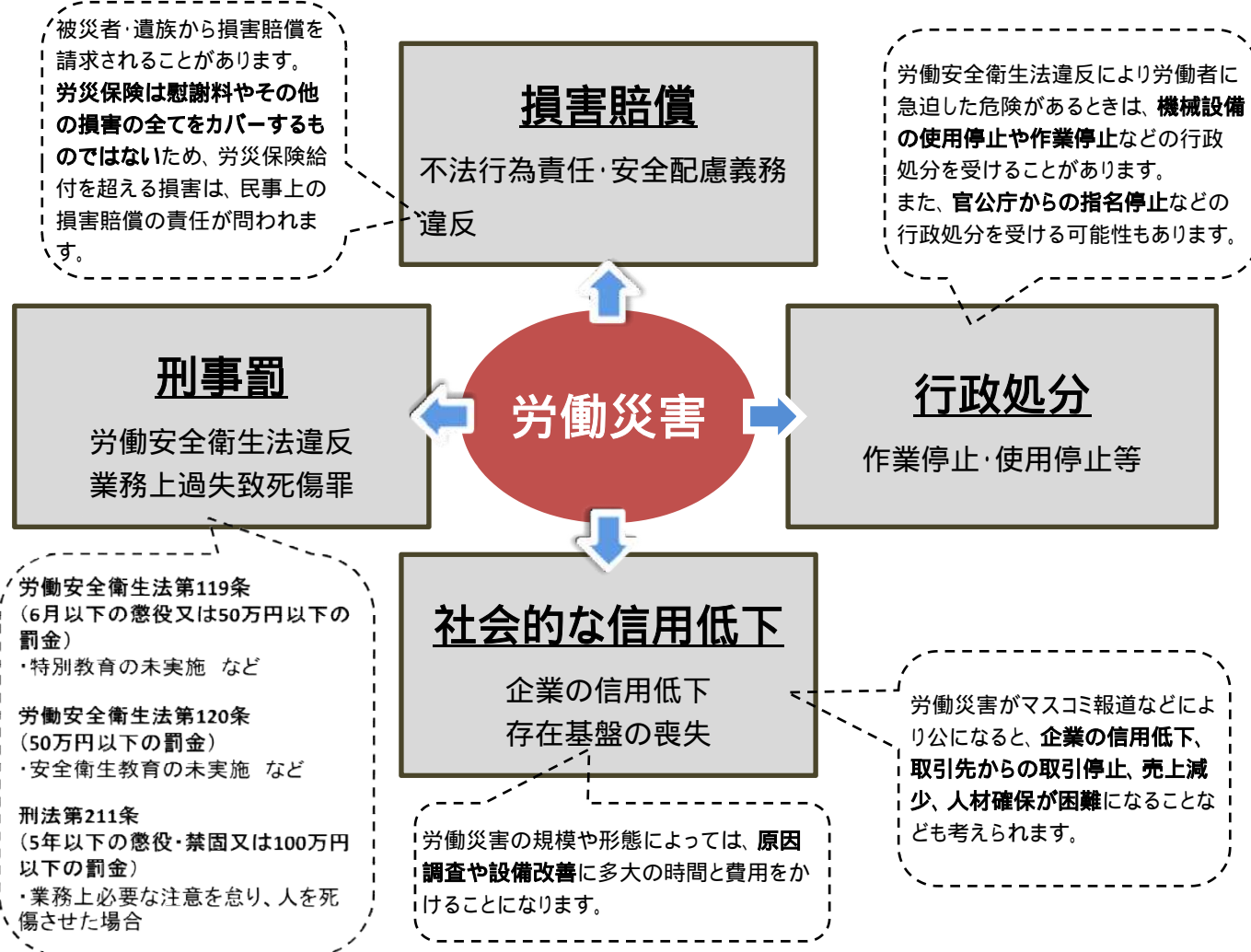
### 雇入時の健康診断

- 以下の要件をいずれも満たす常時使用するパートタイム労働者は雇入の直前又は直後に法定の項目について健康診断を行う必要があります。
  - ア 無期の契約により雇用される者(契約更新により1年以上継続して雇用される者含む)
  - イ そのパートタイム労働者の1週間の労働時間数が当該事業場における同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であること。

### 定期健康診断

- 上記のア及びイの要件をいずれも満たす常時使用するパートタイム労働者は1年以内ごとに1回、定期的に法定の項目について健康診断を行う必要があります。

# 「労働災害が事業者にもたらすもの」



## (参考)パートタイム労働者の労働災害発生状況に関する調査

厚生労働省が行った調査(1)によると、正社員の労働災害の年千人率(労働者千人当たりの年間労働災害発生率)が0.36であったのに比べ、パートタイム労働者は1.14となっています。

また、災害防止団体が行った調査研究(2)でも、正社員の年千人率1.3に比べパートタイム労働者は3.2と、いずれの調査においても、パートタイム労働者の方が正社員に比べ、高い割合で労働災害が発生しています。

(1) 平成22年度 厚生労働省委託事業「非正規労働者に係る安全衛生管理のあり方に関する検討の実施事業」

(2) 中央労働災害防止協会「製造業務における非正規労働者に係る安全衛生の実態に関する調査研究報告書」より引用